平成２３年（フ）第１３８１号
千葉県八千代市村上3251番地２　209
債務者　村山　雄大
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８２号
千葉県八千代市村上3251番地２　209
債務者　村山　綾子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８９号
千葉県船橋市夏見台３丁目16番28号　サンハイツ102号
債務者　佐藤　　洋
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３９２号
千葉市稲毛区山王町49番地３　サングリーンＡ棟102号
債務者　青木　敬子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３９５号
千葉県船橋市芝山３丁目30番14棟103号
債務者　梶山　彩乃（旧姓綿貫）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６７号
山梨県都留市田野倉630番地
債務者　長田　　孝
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
長野市真島町真島1378番地３　雇用促進住宅２―102
債務者　宮坂　義行
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
長野市松代町豊栄6405番地４、前住所埼玉県戸田市大字新曽1402番地の１　リーデンスクエア戸田701号室
債務者　穂苅　　正
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
長野県松本市石芝４丁目２番24―８号パナメゾンＡ201号、前住所長野県松本市白板１丁目９番27―103号ニューウェル白板
債務者　松井　信久
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２８９号
長野県松本市北深志１丁目８番７号
債務者　木藤　節子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５０１号
岐阜市鏡島1538番地　コーポ27　１ＦＡ号室
債務者　伊藤　則子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５５９号
岐阜県関市武芸川町八幡1588番地19
債務者　奥田　　稔
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５６０号
岐阜県関市武芸川町八幡1588番地19
債務者　奥田里恵子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２６８３号
愛知県津島市百島町字三正六歩62番地７
債務者　齋藤　兼二
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２８号
三重県四日市市日永西１丁目29番36号　タウニー黒宮Ｂ―101
債務者　吉田　七恵
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８３５号
広島市東区温品４丁目18番27―７―201号
債務者　宮田　祐子（旧姓横路）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３３号
広島市佐伯区海老山町９番25号
債務者　藤岡　一仁
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２９６号
広島市安佐北区可部３丁目32番12―401号
債務者　錢神　文男
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部